

五監公告第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年4月26日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

図書館

3. 監査の期間

令和6年2月26日～令和6年3月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	文書管理台帳への簿冊の登録漏れについては先回の定期監査において指摘事項となっているが、防災に関する簿冊である防火管理維持台帳が未登録のままとなっている。 簿冊について再度点検を実施し、五泉市文書規程に基づく適正な簿冊管理に努められたい。	文書管理台帳への簿冊登録漏れに関しましては、防火管理維持台帳を登録するとともに、改めて点検を実施いたしました。 今後は五泉市文書規程を遵守し、適正な簿冊管理に努めてまいります。
②	五泉市立図書館の消火器について、すべての消火器の薬剤が昨年11月で有効期限を迎えているが詰め替え等の措置が講じられていない。 利用者の安全を最優先し、適正な防火管理に努められたい。	五泉市立図書館の消火器に関しまして、令和6年4月3日に薬剤の詰め替えを行いました。 今後は有効期限等の管理を徹底するとともに、利用者の安全を最優先し、適正な防火管理に努めてまいります。